

○ 上越市学校運営協議会規則

平成24年3月29日

教委規則第4号

改正 平成28年3月28日教委規則第5号

平成29年9月29日教委規則第10号

( 趣旨 )

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、上越市立幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 協議会の目的 )

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

( 協議会の設置 )

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小学校及び中学校が相互に連携し、系統的・総合的な指導体制及び教育環境の充実を図り、又は小学校及び中学校における教育課程を調整し、一貫性のある効果的な教育を施す場合、その他教育委員会が2以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があると認められる場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する園児、児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域の地域住民等の意見を聴くものとする。

( 基本的な方針の承認 )

第4条 対象学校の校長(以下「校長」という。)は、毎年度、対象学校の次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 経営計画に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 組織の編成に関する事。

2 校長は、前項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

(評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、地域住民等に対し、その活動状況並びに対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に公開するなど情報提供に努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、校長、校長が推薦する次に掲げる者及び対象学校の通園区域又は通学区域内に住所を有する市民で公募に応じたものから教育委員会が任命する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 対象学校の園児、児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 地域青少年育成会議の委員又は地域青少年育成会議地域コーディネーター
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 協議会の委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議の運営 )

第11条 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員(当該議事に利害を有する委員を除く。)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 会議録の作成及び閲覧 )

第12条 校長は、会議の会議録を作成し、対象学校に5年間保管しなければならない。

- 2 校長は、会議録の写しを対象学校のホームページへの掲載その他の方法により閲覧に供しなければならない。

( 研修等 )

第13条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

( 協議会の適正な運営を確保するために必要な措置 )

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適正な合意形成を行えるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

( 委員の解任 )

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったとき又は委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 次条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に解任の理由を示さなければならない。

( 守秘義務等 )

第16条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。第1号の行為については、その職を退いた後も同様とする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らす行為
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す行為
- (4) その他委員としてふさわしくない行為

( 庶務 )

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

( その他 )

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成28年教委規則第5号 )

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成29年教委規則第10号 )

この規則は、公布の日から施行する。